

6 議案第6号関係

おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<b>法第19条第10号</b>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 ～ 第4条 略</p> <p>第5条 <b>法第19条第10号</b>の条例で定める特定個人情報の提供は、法別表第2に記載する情報照会者が情報提供者に対し、同表に記載する事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求めた場合に行う。</p> <p>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<b>法第19条第9号</b>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 ～ 第4条 略</p> <p>第5条 <b>法第19条第9号</b>の条例で定める特定個人情報の提供は、法別表第2に記載する情報照会者が情報提供者に対し、同表に記載する事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求めた場合に行う。</p> <p>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>